

令和7年度給与支払報告書（個人別明細書）は「(摘要)」欄に定額減税に関する事項の記載が必要となります。

■令和6年分所得税の定額減税とは？

令和6年分の所得税について定額による所得税額の特別控除（定額減税）が実施されます。

給与所得者の方に対する定額減税は、令和6年6月1日以後に支払われる給与等に対する源泉徴収税額からその時点の定額減税額を控除（月次減税）した上で、年末調整の際にその時点の定額減税額に基づいて清算（年調減税）する方法で行われます。

定額減税の適用を受けることができる人は、令和6年分所得税の納税者である居住者で、令和6年分の所得に係る合計所得金額が1,805万円以下である人です。

（注）「居住者」とは、国内に住所を有する個人又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人をいいます。居住者以外の個人である「非居住者」は定額減税の対象となりません。

定額減税額は、次の金額です。

- ① 本人 30,000円
- ② 同一生計配偶者及び扶養親族 1人につき 30,000円

■定額減税に関する事項の記載例（年末調整をした給与等の場合）

7 給与支払報告書(個人別明細書)

※										※ 種 別										※ 整 理 番 号										※																																																	
																				001																																																											
※ 区分										(受給者番号)																																																																					
支 払 を 受 け る 者										住 所 千曲市大字杭瀬下1番地 千曲マンション101号										(個人番号) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2										(役職名)																																																	
										氏 名 千曲 太郎										(フリガナ) 千クマ タロウ																																																											
種 別										支 払 金 額										給与所得控除後の金額 (調整控除後)										所得控除の額の合計額										源 泉 徴 収 税 額																																							
										内 14 400 000 円										内 12 300 000 円										内 3 599 930 円										内 1 092 400 円																																							
(源泉)控除対象配偶者の有無等										配 偶 者 (特 別) 控 除 の 額										控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)										16歳未満 扶養親族 の数										障害者の数 (本人を除く。)										非居住者 である 親族の数																													
有 従有										特 定 老 人 そ の 他										人 従人 内: 人 従人 人 従人										人										特 別 そ の 他										人 人																													
										1																				1										1																																							
社会保険料等の金額										生命保険料の控除額										地震保険料の控除額																																																											
内 1569 930 円										内 120 000 円										内 50 000 円																																																											
(摘要)										源泉徴収時所得税減税控除済額 90,000円 控除外額 0円																																																																					
										非控除対象配偶者減税有 ←																																																																					
生命保険料の金額の内訳										新生命保険料の金額										旧生命保険料の金額										介護医療保険料の金額										新個人年金保険料の金額																																							
住宅借入金等特別控除の適用数										住宅借入金等特別控除の金額										居住開始年月日(1回目)										住宅借入金等特別控除区分(1回目)										住宅借入金等特別控除の金額										住宅借入金等特別控除の適用数																													
																				年 月 日																														住宅借入金等特別控除区分(2回目)										住宅借入金等特別控除の金額										住宅借入金等特別控除の適用数									
																				年 月 日																																																		住宅借入金等特別控除の適用数									

合計所得金額が1,000万円超の方で、同一生計配偶者を年調減税額の計算に含めた場合は記載してください。

(注) 同一生計配偶者が障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合「減税有」の追記で差し支えありません。

例) 減税有 千曲花子(同配)

(注) 年末調整をしない給与等の場合は令和6年分所得税の定額減税に関する事項の記載は不要です。

「源泉徴収税額」欄には、控除前税額から月次減税額を控除した後の、実際に源泉徴収した税額の合計額を記入することになります。